

消費税転嫁対策講習会

組合のための消費税転嫁対策と
マイナンバー制度のQ&A

消費税10%への引上げは平成29年4月に延期されましたが、転嫁対策への取組みを今から準備しておくことは極めて重要となります。組合及び組合員への消費税増税の影響をできるだけ軽減できるよう対応策を学びます。また、マイナンバー制度の運用開始とともに組合及び組合員が円滑に手続きを開始できるよう、知っておくべき管理と運用の基本について下記のとおり講習会を開催いたします。

日時・場所 14:00～16:00

岐阜会場

平成27年10月5日 日

ふれあい福寿会館
14階レセプションルーム
岐阜市藪田南5-14-53
TEL:058-277-1111

東濃会場

平成27年10月8日 木

多治見市美濃焼ミュージアム
会議室
多治見市東町1-9-27
TEL:0572-23-1191

飛騨会場

平成27年10月14日 水

高山市民文化会館
2-5会議室
高山市昭和町1-188-1
TEL:0577-33-8333

講師 森靖税理士事務所 税理士 森靖氏

申込み締切 原則として各日の3日前までをお願いします

下記事業についても引き続き実施しています。お気軽にご活用ください。

専門家による個別相談窓口 ～気軽に個別相談～

基本的な消費税改正・転嫁対策のことから、マイナンバー制度の運用、組合・組合員企業の課題まで、個別に相談を承ります。専門家がお待ちしておりますので、どうぞお気軽にお越しください。

日時・場所 ふれあい福寿会館 14階展望会議室 14:00～16:00

平成27年 9月16日(水)・10月7日(水)・10月21日(水)・11月4日(水)
11月18日(水)・12月2日(水)・12月16日(水)

専門家 今尾会計事務所 所長 税理士 今尾信一郎氏

申込み締切 原則として各日の3日前までをお願いします

専門家派遣 ～組合に伺い個別に対策を検討します～

税理士・中小企業診断士等の専門家が組合へ伺い、個別に対策を検討します。今後の消費税改正も見据えた支援事業等も紹介させていただきます。

日時・場所 随時相談の上決定しますので、まずはお問い合わせください。



申込み方法は裏面をご覧ください

問合せ先：岐阜県中小企業団体中央会 指導課

岐阜市藪田南5-14-53 ふれあい福寿会館9F

電話 058-277-1103

FAX 058-273-3930

HP <http://www.chuokai-gifu.or.jp/>

主催：岐阜県中小企業団体中央会